

令和6年度  
事業計画書



## 基本方針

昨年、市町村社会福祉協議会は、現在の社会福祉法に法制化されてから40年を迎えましたが、この間、わが国の社会・経済は大きく変化するとともに、さまざまな社会保障、社会福祉の制度改革が行われました。

特に平成12年以降の地域福祉の政策化・施策化の進展により、社協が果たす役割はますます広がっており、住民や関係者との協働により新たな事業・活動を推し進めることが必要となりました。

少子・高齢化や人口減少の進展などにより、ライフスタイルが多様化し、家族や地域の結びつき、つながり意識の希薄化が危惧され、ひとり暮らし高齢者や障害者等の見守り・声かけ、子育て家庭との世代間交流、こどもの居場所づくり、生活に必要な移動・外出支援、ひきこもり・虐待への対応など、身近な地域で助け合う必要性がこれまで以上に求められています。

深浦町社会福祉協議会は、第三次地域福祉活動計画の「支えあい、共に築く健康福祉のまち つかうら」の基本理念を基に、行政はじめ、町内の社会福祉法人ほか、福祉分野以外の皆様との連携を図りながら、地域課題に向き合い、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

## 基本理念

「支えあい、共に築く健康福祉のまち つかうら」

## 基本目標

- I 幅広い住民参加と協働により社会福祉活動の推進に取り組みます。
- II 住民ニーズや地域の福祉課題を明らかにし、ニーズ解決のための事業展開を行います。
- III 住民参加を基本とした運営体制の強化を図ります。

## 基本計画・実施計画・実施事業

### I-1 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

#### ①地域住民の主体的福祉活動の推進

##### (1) ほのぼのコミュニティ21推進事業の実施

- ・ほのぼの協力員の増員及び見守り体制の強化
- ・見守り対象者の状況把握と協力員の活動強化
- ・深浦町地域見守り隊との連携

## (2) 福祉安心電話の設置運営

- ・緊急通報システムを有償貸与し、緊急時の支援体制の構築
- ・機器の点検整備
- ・協力員の継続支援
- ・事業のPR

## ②当事者の社会参加の推進

### (1) いきいき交流会の開催（共同募金受配事業）

- ・一人暮らし高齢者の集いを年2回開催
- ・他者と交流を図り、閉じこもりを予防

### (2) シルバーバンク事業の運営

- ・事業のPRと会員登録者の増員
- ・ニーズに応えられる体制の整備
- ・就労支援対策としての組織づくりを検討

### (3) 福祉団体の活動支援と当事者の社会参加

- ・深浦町老人クラブ連合会事務局
- ・深浦町身体障害者福祉会事務局
- ・深浦町母子寡婦福祉会事務局
- ・深浦町共同募金委員会事務局
- ・その他、子育て支援活動や福祉施設、サークル活動に必要な応じて支援協力

## ③福祉課題の把握

### (1) 地域座談会等の開催

- ・生活支援体制整備事業と連動した活動
- ・年に数カ所地域座談会を開催
- ・社協事業の理解と課題、問題の把握
- ・福祉出前講座の開催

### (2) 地域福祉や介護保険等に関する情報の収集

- ・新しい情報を的確に把握し、事業運営に反映

### (3) 福祉意識調査等の実施

- ・必要に応じて各種アンケート調査や意識調査等の実施

---

## Ⅱ－１ 地域福祉サービスの推進

---

### ①介護保険事業等の運営

#### (1) 介護保険事業の経営

##### ア. 訪問介護事業の実施

- ・生活援助、身体介護、通院等乗降介助による要介護者の生活の自立支援

##### イ. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

- ・要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供

##### ウ. 訪問入浴介護（介護予防）事業の実施

- ・自力での入浴が困難な方を訪問入浴車により入浴させ、身体の清潔を保持

##### エ. 居宅介護支援事業の実施

- ・要介護者の自立した生活を維持するため、利用者の希望に即したケアプランの作成

##### オ. 介護認定調査の受託

- ・介護支援専門員による認定調査の実施

##### カ. 介護予防ケアマネジメント業務の受託

- ・要支援者、サービス事業対象者に対する予防プランの作成業務受託

##### キ. 深浦町地域包括支援センター協力機関業務の受託（ランチ）

- ・町内に居住する概ね65歳以上の高齢者及び家族に対する相談業務等の実施

#### (2) 障害福祉サービス事業の経営

##### ア. 居宅介護・重度訪問介護事業の実施

- ・障害児者に対するホームヘルパーの派遣により、自立した生活の維持向上

##### イ. 相談支援事業の実施

- ・障害児者の自立した生活を維持するため、利用者の希望に即した支援計画の作成
- ・在宅生活を送るための移行、定着支援相談の実施

##### ウ. 重度障害者訪問入浴介護事業の実施

- ・入浴困難者に対し訪問入浴車を利用した入浴介護を実施し、身体の清潔を保持

#### (3) 要支援者等外出支援事業の実施

- ・福祉有償運送事業許可を継続し、移動困難者の支援
- ・運転者講習会への参加による安全運転教育の実施
- ・運行管理者一般講習の受講
- ・車いすの無料貸出

### ②地域福祉活動の推進

#### (1) 生きがい活動支援事業の実施

- ・町内全地区において、毎週1回高齢者の生きがいづくりと健康増進の活動を実施
- ・運動指導員の配置による安全かつ効果的な体力向上

- ・事業のPRと参加者の拡充
- ・生きがい活動支援員の募集

#### (2) 食の自立支援事業の実施

- ・旧深浦地区の高齢者等を対象とし、配食を通じた食事の提供(週2回、夕食)
- ・他事業者との連携

#### (3) 高齢者等の生活支援体制整備事業の実施

- ・介護保険事業等制度外サービス等地域ニーズに対応したサービスの創出
- ・生活支援コーディネーター配置事業の受託
- ・多様な主体の参画による協議体の設置
- ・生活お助け隊の運営
- ・生活お助け隊の登録者拡充
- ・福祉出前講座等の開催

#### (4) ふれあい支援(保険外サービス)事業

- ・病院内見守り等保険外サービスの実施

#### (5) 脳健康教室の実施

- ・町からの受託により、3地区での継続実施
- ・楽習サポーターの配置と参加者の募集
- ・学習教材を活用した学習の実施

#### (6) 認知症カフェ(ゆとりカフェ)の実施

- ・毎月1回の交流の場の設置
- ・認知症に関する理解の促進・情報提供

---

## II-2 福祉教育・ボランティア活動の推進

---

### ①福祉意識の高揚と人づくり

#### (1) 社会福祉大会の開催(共同募金受配事業)

- ・第20回深浦町社会福祉大会の開催
- ・町民が一堂に会し、地域福祉への理解の推進
- ・式典、福祉の作文発表、記念講演等の実施
- ・法人等連絡会との連携

#### (2) 実習の受入れ

- ・社会福祉士・介護支援専門員等養成実習の受入れ

- ・インターンシップの受入れ

## ②福祉教育の推進

### (1) ボランティア活動推進校の指定（共同募金受配事業）

- ・小中学校への活動支援と活動費の助成

### (2) 福祉出前講座の開催

- ・学校、各種団体等からの要請に柔軟に対応し、講座の開催
- ・高齢者疑似体験・車いす体験等、体験プログラムとして、学校、一般への普及講座の開催

### (3) 福祉の作文集の発行（共同募金受配事業）

- ・小中学校生徒による福祉作文の募集、作文集の発行（350部）
- ・関係機関団体等への配布

## ③ボランティア活動の推進

### (1) ボランティアセンター事業の実施（共同募金受配事業）

- ・ボランティアの登録、相談、斡旋
- ・ボランティア活動保険の助成

### (2) 災害ボランティアネットワークの構築

- ・災害ボランティア研修、防災訓練への参加
- ・災害用備品等の整備
- ・被災地へ職員の派遣
- ・深浦町行政との災害時連携
- ・つがる西北五管内社協間での災害時連携
- ・深浦町総合防災訓練による災害ボランティアセンター設置訓練の実施

---

## Ⅱ－3 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

---

### ①福祉情報の提供

#### (1) 社協だよりの発行（共同募金受配事業）

- ・年6回発行、全戸配布（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
- ・必要に応じ号外の発行
- ・社協事務所、ゆとり掲示板に福祉情報等を掲示

## (2) 社協ホームページの活用

- ・気軽に情報を取得できるようホームページの運用、情報の提供
- ・SNSを活用した情報の提供

## ②相談体制の確立

### (1) 心配ごと相談事業の実施

- ・事務局が窓口となつての相談体制を継続
- ・関係機関との連絡調整
- ・各種相談事業、機関のPR

### (2) 福祉サービス苦情解決第三者委員会の設置

- ・第三者委員3名を委嘱し、相談、苦情解決体制を確立する
- ・外部研修への参加及び、事例検討の実施

## ③生活支援体制の確立

### (1) たすけあい資金貸付事業の実施

- ・一時的な生活資金の確保のため、20万円を限度とする無利子の貸付
- ・3万円を限度とする無利子の緊急貸付
- ・制度のPRと償還指導の実施

### (2) 生活福祉資金貸付事業の実施

- ・制度をPRし効果的貸付の実施
- ・利用相談及び貸付・償還指導の実施

### (3) 総合的権利擁護事業の推進

- ・権利擁護センターあじがさわとの連携
- ・日常生活自立支援事業の受託（町単独実施）
- ・成年後見制度利用支援、日常生活自立支援事業制度をPRし、理解を深める
- ・法人後見受任体制の安定化、研修会、相談支援ネットワークの確立
- ・後見支援員、生活支援員等の配置検討
- ・安心保証制度の実施継続検討
- ・老い支度活動のPR及び相談
- ・権利擁護システムの運用

### (4) 生活困窮者等に対する相談等事業

- ・福祉事務所未設置町村相談窓口業務の深浦町からの受託
- ・生活困窮者の相談援助、西北地域自立相談窓口への橋渡し
- ・支援調整会議への参加



- ・事業のPR
- ・ひきこもり者等支援
- ・フードバンクシステムの活用と連携
- ・青森県しあわせネットワークへの加入
- ・孤独、孤立対策の支援
- ・相談支援システムの運用

---

## Ⅲ－１ 町社協基盤の充実強化

---

### ①社協組織の強化

#### (1) 理事会・監査会・評議員会の充実

##### ア. 理事会の開催

- ・ 5月……事業報告、決算、補正予算他
- ・ 6月……役員改選
- ・ 9月……社会福祉大会、共同募金運動、事業関係
- ・ 11月…補正予算、事業関係
- ・ 3月……補正予算、事業計画案、予算案他
- ・ その他必要に応じて開催

##### イ. 評議員会の開催

- ・ 6月……事業報告、決算、補正予算、役員の改選他
- ・ 12月…補正予算、事業関係
- ・ 3月……補正予算、事業計画案、予算案他

##### ウ. 監査会の開催

- ・ 5月……前年度事業の執行状況、資金収支及び財産監査
- ・ 11月…当年度事業の執行状況、資金収支及び財産中間監査

##### エ. 正副会長会議の開催

- ・ 理事会開催前等必要に応じて、重要事項を協議

##### オ. 総務・事業委員会の開催

- ・ 事業実施の円滑化を図るため、必要に応じて開催

##### カ. 評議員選任・解任委員会の開催

- ・ 必要に応じて開催

#### (2) 地区分会の組織と活動強化

##### ア. 分会長会議の開催

- ・ 5月…地域福祉活動計画の概要、当年度事業、会費の納入依頼他
- ・ 9月…共同募金運動他

##### イ. 組織と活動強化

- ・ 活動費の助成と地域住民相互の支援体制の確立支援

(3) フィットネスプラザゆとりの管理

- ・社協活動拠点としての町指定管理を継続
- ・温泉施設閉鎖後の利活用の検討

(4) 第3次地域福祉活動計画の周知及び進捗管理

- ・第3次計画の内容を広く関係者及び住民に周知
- ・計画の進捗管理と点検評価

②職員体制の強化

(1) 職員の処遇安定

- ・給与体系の整備、介護事業処遇改善加算等の適用
- ・福利厚生の実施
- ・就業規則等点検整備

(2) 福祉専門職としての資質向上

ア. 職員の資質向上

- ・専門職としての資格取得の支援
- ・効果的な外部研修への参加
- ・打合せ会や内部研修の実施

イ. 役職員研修会の実施

- ・役職員（役員・評議員・分会長・職員）が一堂に会する研修会の開催

③関係機関・団体との連携

(1) 社会福祉法人、事業者との連携

- ・社会福祉法人等連絡会の運営
- ・各事業者等との連携・連絡調整
- ・社会福祉法人等による社会貢献事業の検討、実施
- ・災害時等相互支援協定の実践
- ・地域見守り活動の実施（車両へのステッカー標示）
- ・青森県社会福祉法人経営者協議会との連携

(2) 各種関係機関・職能団体への参加

- ・青森県市町村社協連絡会への参加
- ・つがる西北五社協事務局長連絡会への参加
- ・各種職能団体への参加及び活動支援

#### ④財政基盤の整備

##### (1) 会費制度の理解と加入促進

- ・ 広報等を通じた会費の趣旨の周知及び事業内容の透明化
- ・ 普通会費納入率の向上
- ・ 賛助会員の加入促進

##### (2) 公費助成の確保

- ・ 町と連携した事業の取組みによる公費助成の継続確保
- ・ 自主財源の確保による公費助成に頼り切らない経営
- ・ 安定した経営のための経費削減

##### (3) 自主財源の確保

- ・ 自動販売機の設置による販売手数料の收受
- ・ 法人後見報酬の利活用

##### (4) 共同募金運動への協力

- ・ 広報啓発による募金活動及び使途の明確化
- ・ 募金運動への理解と関心を高め、募金の増額
- ・ 深浦町キャラクターコラボピンバッジの活用
- ・ 効果的配分事業の取組み

##### (5) 基金・積立金の運用

- ・ 社協運営の原資として基金の設置
- ・ 将来の設備投資のための有効活用

##### (6) 各種助成制度等の活用

- ・ 自主財源の負担軽減のため、助成制度の有効活用